

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>非課税口座内上場株式等.....措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。</p> <p>未成年者特定累積投資勘定.....措置法第37条の14第4項第1号に規定する未成年者<u>特定累積投資勘定をいう。</u></p> <p>.....</p> <p>特定非課税累積投資契約.....措置法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。</p> <p>特定累積投資上場株式等.....措置法第37条の14第5項第6号口に規定する特定累積投資上場株式等をいう。</p> <p>.....</p> <p>特定非課税管理勘定.....措置法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。</p> <p>特定課税未成年者口座.....措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者<u>口座をいう。</u></p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期） 37の10・37の11共－1　.....。</p>	<p>省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>非課税口座内上場株式等.....措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。</p> <p>（新 設）</p> <p>.....</p> <p>特定非課税累積投資契約.....措置法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。</p> <p>（新 設）</p> <p>.....</p> <p>特定非課税管理勘定.....措置法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。</p> <p>（新 設）</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期） 37の10・37の11共－1　.....。</p>

改正後	改正前
<p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p> <p>(5) イ。 ロ。 ハ。 ニ。</p> <p>(6) イ。 ロ。 ハ。 ニ。 ホ。 ヘ。 ト。 チ。 リ。 (イ) (ロ)</p> <p>又。</p> <p>(7) イ。 ロ。 ハ。 ニ 措置法第37条の10第4項第4号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻</p>	<p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p> <p>(5) イ。 ロ。 ハ。 ニ。</p> <p>(6) イ。 ロ。 ハ。 ニ。 ホ。 ヘ。 ト。 チ。 リ。 (イ) (ロ)</p> <p>又。</p> <p>(7) イ。 ロ。 ハ。</p>

改正後	改正前
<p>しによるものについては、当該払戻しが生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日が定められない場合には、その払戻しの日による。</p> <p>ホ 措置法第37条の10第4項第5号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、・・・・・・。</p> <p>(8)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>ニ 措置法第37条の11第4項第3号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しによるものについては、当該払戻しが生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日が定められない場合には、その払戻しの日による。</p> <p>ホ 措置法第37条の11第4項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、・・・・・・。</p> <p>(9)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(10)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(11)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(12)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合)</p> <p>37の10-4・・・・・・。</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>また、当該所有出資1単位当たりの取得価額は、所得税法令第114条第3項の規定に</p>	<p>ニ 措置法第37条の10第4項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、・・・・・・。</p> <p>(8)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>ニ 措置法第37条の11第4項第3号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、・・・・・・。</p> <p>(9)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(10)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(11)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(12)・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合)</p> <p>37の10-4・・・・・・。</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>また、当該所有出資1単位当たりの取得価額は、所得税法令第114条第2項の規定に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>より、次の算式によって計算した金額となる。 </p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合)</p> <p>37の10-9 措置法第37条の10第4項第4号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>特定受益証券発行信託の措置法第37条の10第4項第4号に規定する元本の払戻し（以下この項において「元本の払戻し」という。）に当たり、同条第4項の規定により、特定受益証券発行信託の受益権で一般株式等に該当するもの（以下この項において「旧受益権」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> <p>収入金額とみなされる金額 \equiv $\frac{\text{特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受けた金銭の額}}{\text{元本減少割合}}$</p> <p>取得価額 \equiv $\frac{\text{旧受益権の従前の取得価額の合計額}}{\text{元本減少割合}}$</p> <p>(2) 「元本減少割合」は、所得税法令第114条第4項に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> <p>元本減少割合 \equiv $\frac{\text{元本の払戻しにより減少した元本の額}}{\text{旧受益権に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻しの直前の元本の額}}$</p> <p>(2) <u>特定受益証券発行信託の元本の払戻しがあった日以後における旧受益権1口当たりの取得価額は、所得税法令第114条第4項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> <p>特定受益証券発行信託の元本の払戻し後の旧受益権1口当たりの取得価額 \equiv $\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{元本減少割合}}$</p>	<p>より、次の算式によって計算した金額となる。 </p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(廃止)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p><u>37の11-11</u></p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合)</p> <p><u>37の11-12</u></p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.</p>	<p>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合等)</p> <p><u>37の11-11</u> 37の10-1から37の10-5までの取扱いは、措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合について準用する。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p><u>37の11-12</u></p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合)</p> <p><u>37の11-13</u></p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.</p>

改正後	改正前
<p>..... (2)</p>	<p>..... (2)</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等に関する取扱いの準用)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>37の11-13 37の10-1 から37の10-5 までの取扱いは、措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合について、37の10-9 の取扱いは、同条第4項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合について、それぞれ準用する。</p>	
<p>措置法第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</p>	<p>措置法第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</p>
<p>(1株当たりの取得価額等の計算)</p>	<p>(1株当たりの取得価額等の計算)</p>
<p>37の12-1、37の10・37の11共-1 から37の10・37の11共-24まで、37の10-1 から37の10-5 まで、37の11-1 から37の11-10まで及び37の11-13の取扱いを準用する。</p>	<p>37の12-1、37の10・37の11共-1 から37の10・37の11共-24まで、37の10-1 から37の10-8 まで及び37の11-1 から37の11-13までの取扱いを準用する。</p>
<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p>	<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p>
<p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p>	<p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p>
<p>37の14-1 (1) (2) (3) ④ 1 未成年者特定累積投資勘定は、特定累積投資勘定のうち非課税口座を開設している居住者等がその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいうのであるから、未成年者特定累積投資勘定も上記の特定累積投資勘定に該当することに留意する。以下同じ。</p>	<p>37の14-1 (1) (2) (3) ④ ④ ④</p>

改正後	改正前
<p><u>2</u></p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14-3</p> <p><u>⑥ 非課税口座を開設している居住者等(37の14-14の3において「非課税口座開設者」という。)がその年の3月31日において18歳である年(以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。)の前年12月31日までに非課税口座又は特定課税未成年者口座につき措置法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由(以下37の14-14の9までにおいて「契約不履行等事由」という。)が生じたことにより、同項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合に生ずる譲渡損失の金額については、37の14-14の9(4)参照。</u></p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管) 37の14-5の2、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第18項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(購入の範囲) 37の14-6、同号イ(1)又は同項第4号イ若しくは第6号ロ(1)若しくはハ(1)の規定による金融商品取引業者等への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)による購入又は金融商品取引業者等からの購入に限られることに留意する。</p> <p>(払込みの範囲) 37の14-7、同号イ(1)若しくは同項第4号イ若しくは第6号ロ(1)若しくはハ(1)の規定による上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込み又は同号ハ(1)の規定による上場</p>	<p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14-3</p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管) 37の14-5の2、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第20項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(購入の範囲) 37の14-6、同号イ(1)又は同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハの規定による金融商品取引業者等への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)による購入又は金融商品取引業者等からの購入に限られることに留意する。</p> <p>(払込みの範囲) 37の14-7、同号イ(1)若しくは同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハの規定による上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込み又は同号ハの規定による上場株式等</p>

改正後	改正前
<p>株式等について措置法令第25条の13第28項各号に掲げる行使若しくは取得事由の発生に伴って行う同項に規定する金銭の払込みに限られるため、・・・・・・・・。</p>	<p>について措置法令第25条の13第30項各号に掲げる行使若しくは取得事由の発生に伴って行う同項に規定する金銭の払込みに限られるため、・・・・・・・・。</p>
<p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)</p>	<p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)</p>
<p>37の14-10・・・・・・・・。</p>	<p>37の14-10・・・・・・・・。</p>
<p>(1)・・・・・・・・。</p> <p>㊦ 措置法第37条の14第5項第4号イ又は第6号ロ(1)若しくはハ(1)の規定により累積投資勘定、・・・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・・・。</p>	<p>(1)・・・・・・・・。</p> <p>㊦ 措置法第37条の14第5項第4号イ又は第6号イ若しくはハの規定により累積投資勘定、・・・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・・・。</p>
<p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p>	<p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p>
<p>37の14-11・・・・・・・・。ただし、次に掲げる事由が生じた場合における措置法第37条の14第4項、第5項第2号イ若しくは第6項第2号若しくは第3号に規定する払出し時の金額又は同条第6項第1号の譲渡に係る譲渡価額は、それぞれ次に定めるところにより邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額又は当該譲渡に係る譲渡価額として取り扱って差し支えない。</p>	<p>37の14-11・・・・・・・・。ただし、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)若しくはロの移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イに規定する払出し時の金額は、次により邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額として取り扱って差し支えない。</p>
<p>(1) 当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じた場合における当該事由・・・・・・・・</p> <p>(2) 当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロの移管がされた場合における当該移管・・・・・・・・</p> <p>(3) 基準年の前年12月31日までに非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたことにより、措置法第37条の14第6項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされた場合における当該譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>イ 措置法第37条の14第6項第1号の規定により譲渡があったものとみなされた場合 同号に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡に係る約定日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p> <p>ロ 措置法第37条の14第6項第2号の規定により譲渡があったものとみなされた場合 同号の移管又は返還があった日における対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額</p> <p>ハ 措置法第37条の14第6項第3号の規定により譲渡があったものとみなされた</p>	<p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額・・・・・・・・</p> <p>(2) 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額・・・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p><u>場合 同号の契約不履行等事由が生じた日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</u></p> <p>(対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額の計算)</p> <p>37の14-14 措置法令第25条の13第21項に規定する対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額又は同条第24項に規定する未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額の計算に当たっては、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>(2) ・・・・。</p> <p>イ ・・・・。</p> <p>ロ ・・・・。</p> <p>ハ ・・・・。</p> <p>ニ ・・・・。</p> <p>(特定課税未成年者口座の開設及び廃止)</p> <p>37の14-14の2 <u>居住者等(その年1月1日において18歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。)が開設する特定課税未成年者口座は、非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設している口座で、預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座(以下この項において「預金口座等」という。)により構成されるもののうち、当該非課税口座と同時に設けられるものであることから、非課税口座の開設時には、預金口座等のいずれかが特定課税未成年者口座として構成される必要があることに留意する。また、非課税口座につき措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由が生じた場合又は特定課税未成年者口座につき同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、特定課税未成年者口座は廃止されるのであるが、特定課税未成年者口座を構成する口座として設けられた預金口座等は廃止されず、引き続き利用することができることに留意する。</u></p> <p>④ 「非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等」とは、非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と措置法令第25条の13第36項に規定する関係にある法人の営業所のことをいうことに留意する。</p>	<p>(対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額の計算)</p> <p>37の14-14 措置法令第25条の13第26項に規定する対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額の計算に当たっては、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>(2) ・・・・。</p> <p>イ ・・・・。</p> <p>ロ ・・・・。</p> <p>ハ ・・・・。</p> <p>ニ ・・・・。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>(居住の用に供している家屋) 37の14-14の3 措置法令第25条の13第31項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、非課税口座開設者が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋をいうのであるが、非課税口座開設者が修学、療養その他のやむを得ない事情により生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その親族が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋であって、当該やむを得ない事情が解消した後は非課税口座開設者がその親族と共にその家屋に居住することとなるものであったと認められるときは、その家屋は「居住の用に供している家屋」に該当するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(医療費の範囲等) 37の14-14の4 措置法令第25条の13第31項第2号に規定する医療費は、所得税法第73条第1項に規定する医療費であることから、その金額の判定に当たっては、所基通73-2から73-9までの取扱いを準用することに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(措置法令第25条の13第33項に規定する投資信託の終了による譲渡があった場合) 37の14-14の5 基準年の前年12月31日までに、特定累積投資上場株式等について措置法令第25条の13第33項に規定する投資信託の終了(以下37の14-14の8までにおいて「投資信託の終了」という。)による譲渡があった場合、当該譲渡は措置法第37条の14第1項に規定する特定非課税累積投資契約に基づく譲渡に該当しないのであるから、特定累積投資上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等については、同項及び同条第2項の規定の適用はないことに留意する。したがって、特定累積投資上場株式等の当該譲渡については、措置法第37条の11の規定その他所得税に関する法令の規定の適用を受け、当該譲渡があった年分において、上場株式等に係る譲渡所得等として課税の対象となるほか、次の点に留意する。</p> <p>(1) 特定累積上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額については、措置法第37条の14第10項の規定による申告不要の適用はなく、非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額に含めて計算する。</p> <p>(2) 当該特定累積投資上場株式等の取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した額は、特定累積投資上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額(37の14-14の9において「取得費等の</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>額」という。)に算入する。</p> <p>(3) 特定累積投資上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上、譲渡損失の金額が生じる場合、当該譲渡は措置法第37条の12の2第2項第4号に掲げる譲渡に該当するため、当該譲渡損失の金額については、確定申告により同条第1項又は第5項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(非課税口座に受け入れられない併合により取得した特定累積投資上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14-14の6 未成年者特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等につき措置法令第25条の13第26項において準用する同条第12項第4号に規定する事由が生じたことにより取得した特定累積投資上場株式等以外の株式等の取得価額は、当該事由が生じたことにより非課税口座から払い出された非課税口座内上場株式等の取得価額(その取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用を含む。)を基礎として、所得税法第48条の規定及び所得税法令第2編第1章第4節第3款の規定を適用して計算することに留意する。また、当該事由が生じたことにより取得をした特定累積投資上場株式等以外の株式等の取得をした日は、37の10・37の11共-18(10)の取扱いによることに留意する。</p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p>37の14-14の7 措置法第37条の14第6項の規定による課税が行われることとなる契約不履行等事由とは、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日までに生じた次の(1)又は(2)に掲げる事由をいうことに留意する。</p> <p>(1) 非課税口座について生じた次に掲げる事由</p> <p>イ 未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の非課税口座から他の保管口座(措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項及び次項において同じ。)への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還(次に掲げる年の区分に応じ、それぞれ次に定める移管又は返還を除く。)をしたこと。</p> <p>(イ) 当該居住者等のその年3月31日において12歳である年(以下この項において「特定基準年」という。)の前年以前の各年 災害等による返還等(措置法37</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の14第5項第6号ホ(1)(i)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。)及び上場廃止事由(措置法令第25条の13第32項に規定する上場廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。)による当該移管又は返還</p> <p>(ロ) 当該居住者等の特定基準年以後の各年 上記(イ)に定める移管又は返還及び当該居住者等が、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該特定累積投資上場株式等の非課税口座から他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者等への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の基因となる事由(当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。)及び一定の事項を記載した書類の提出等をした場合における当該移管又は返還</p> <p>(注) 当該特定累積投資上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に非課税口座から他の保管口座への当該移管又は返還をした場合は、契約不履行等事由に該当する。</p> <p>ロ 当該特定累積投資上場株式等について、特定非課税累積投資契約に基づく譲渡以外の譲渡であって投資信託の終了による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われぬものに限る。)又は贈与をしたこと。</p> <p>ハ 当該特定累積投資上場株式等に係る譲渡の対価(その額が措置法第37条の11第4項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。)又は当該特定累積投資上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る措置法第9条の8第1項に規定する配当等で、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が国内における同項に規定する支払の取扱者でないもの及び投資信託の終了による譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われぬものを除く。)について、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったこと。</p> <p>三 非課税口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による</p>	

改正後	改正前
<p>ものを除く。)をしたこと。</p> <p>(2) 特定課税未成年者口座について生じた次に掲げる事由</p> <p>イ 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産の特定課税未成年者口座からの払出し(次に掲げる年の区分に応じ、それぞれ次に定める払出しを除く。)をしたこと。</p> <p>(イ) 当該居住者等の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に係る特定累積投資上場株式等の取得のためにする払出し及び特定累積投資上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</p> <p>(ロ) 当該居住者等の特定基準年以後の各年 上記(イ)に定める払出し及び当該居住者等が、特定課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由(当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。)及び一定の事項を記載した書類の提出等をした場合における当該払出し</p> <p>ロ 特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものを除く。)をしたこと。</p> <p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる非課税口座内上場株式等)</p> <p>37の14-14の8 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、措置法第37条の14第6項の規定により、次の(1)及び(2)に掲げる非課税口座内上場株式等につき既に適用を受けていた同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用がなかったものとされ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる非課税口座内上場株式等(以下この項及び37の14-14の11までにおいて「課税対象となる非課税口座内上場株式等」という。)については、当該契約不履行等事由が生じた時に、それぞれ次の(1)から(3)までに掲げる金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされ、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分における上場株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第37条の11の規定その他の所得税に関する法令の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(1) 非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があった非課税口座内上場株式等 当該譲渡に係る譲渡価額</p> <p>(2) 非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（上場廃止事由による移管又は返還を除く。）があった非課税口座内上場株式等 当該移管又は返還があった時における措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額（(3)において「払出し時の金額」という。）</p> <p>(3) 当該契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び当該契約不履行等事由が生じた時において有している当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等 当該契約不履行等事由が生じた時における払出し時の金額</p> <p>(注) 措置法第37条の14第6項の規定により課税されることとなる上記(1)の譲渡及び上記(2)の移管又は返還は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けた譲渡及び同条第4項第1号の規定の適用があった移管又は返還（上場廃止事由によるものを除く。）に限られるのであるから、これらの規定による非課税の適用を受けていない投資信託の終了による譲渡又は措置法令第25条の13第37項の規定の適用を受ける非課税口座からの払出しがあった非課税口座内上場株式等は、課税対象となる非課税口座内上場株式等には含まれないことに留意する。</p> <p>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算）</p> <p>37の14-14の9 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡又は移管若しくは返還の日の属する年分並びに当該契約不履行等事由が生じた時に有している非課税口座内上場株式等を受け入れている未成年者特定累積投資勘定に係る年分にかかわらず、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分において、全ての課税対象となる非課税口座内上場株式等を対象としてこれらの譲渡損益の金額を合計し、譲渡所得等の金額を計算する。</p> <p>(注) 課税対象となる非課税口座内上場株式等のうちに同一銘柄のものがある場合における当該課税対象となる非課税口座内上場株式等の取得費等の額は、当該課税対象となる非課税口座内上場株式等を受け入れていた未成年者特定累積投資勘定に係る年分を区分しないで、全ての課税対象となる非課税口座内上場株式等を対象と</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>して計算する。</p> <p>(2) <u>非課税口座内上場株式等及び当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等を有する場合は、措置法令第25条の13第38項において準用する同条第2項及び第3項の規定により、課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算する。</u></p> <p>(注) <u>同一銘柄の上場株式等のうちに課税対象となる非課税口座内上場株式等と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合におけるこれらの上場株式等の取得費等の額は、それぞれの銘柄が異なるものとして計算する。</u></p> <p>(3) <u>課税対象となる非課税口座内上場株式等の取得時に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用の額がある場合は、取得費等の額に算入する。</u></p> <p>(4) <u>上記により計算した結果生じた譲渡損失の金額は、措置法第37条の14第7項の規定により、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされ、措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額も生じないことから、確定申告により同条第1項及び第5項の規定の適用を受けることはできない。</u></p> <p><u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果)</u></p> <p><u>37の14-14の10</u> <u>措置法第37条の14第10項の規定を適用する場合には、同条第6項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)の規定に基づいて計算された課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第2条第1項第30号イ(2)に規定する「合計所得金額」</u></p> <p>(2) <u>所得税法令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u></p> <p>(3) <u>所得税法第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u></p> <p>(4) <u>所得税法第121条第1項第1号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」</u></p> <p>(5) <u>所得税法第121条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を申告した場合の効果)</u></p> <p>37の14-14の11 措置法第37条の14第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された課税対象となる非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 措置法第37条の14第14項に規定する書類（当該書類の写しを含む。この項及び次項において「確認書類」という。）には、・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(3)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(4)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(5)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(6)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(7)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(8)・・・・・・</p>	<p>(新設)</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 措置法第37条の14第8項に規定する書類（当該書類の写しを含む。この項及び次項において「確認書類」という。）には、・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(3)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(4)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(5)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(6)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(7)・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(8)・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p>..... (9) (10)</p>	<p>..... (9) (10)</p>
<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16、措置法第37条の14第14項（同条第32項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提示に関し、.....、措置法規則第18条の15の3第26項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2-18において同じ。）（措置法第37条の14第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.....。</p>	<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16、措置法第37条の14第8項（同条第26項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提示に関し、.....、措置法規則第18条の15の3第21項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2-18において同じ。）（措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.....。</p>
<p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17、措置法第37条の14第37項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、.....。 、同条第13項及び第27項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、.....。</p>	<p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17、措置法第37条の14第31項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、.....。 、同条第7項及び第21項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、.....。</p>
<p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14第19項に規定する金融商品取引業者等変更届出書、同条第22項に規定する非課税口座廃止届出書（37の14-24において「非課税口座廃止届出書」という。）又は措置法令第25条の13の2第2項に規定する非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、.....。</p>	<p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14第13項に規定する金融商品取引業者等変更届出書、同条第16項に規定する非課税口座廃止届出書（37の14-24において「非課税口座廃止届出書」という。）又は措置法令第25条の13の2第2項に規定する非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、.....。</p>
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14-21。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第12項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時</p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14-21。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第6項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時</p>

改正後	改正前
<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が措置法第37条の14第26項に規定する廃止通知（以下この項において「廃止通知」という。）の提出又は提供により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、.。</p> <p>2、その廃止通知に係る措置法第37条の14第5項第11号に掲げる勘定廃止通知書若しくは同項第12号に掲げる非課税口座廃止通知書の交付又は同項第1号に規定する電磁的方法による同項第11号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第12号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、.、同条第26項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早いいずれか一つの勘定を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第38項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、.。</p> <p>4 措置法第37条の14第39項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、.。</p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が措置法第37条の14第20項に規定する廃止通知（以下この項において「廃止通知」という。）の提出又は提供により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、.。</p> <p>2、その廃止通知に係る措置法第37条の14第5項第9号に掲げる勘定廃止通知書若しくは同項第10号に掲げる非課税口座廃止通知書の交付又は同項第1号に規定する電磁的方法による同項第9号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第10号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、.、同条第20項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早いいずれか一つの勘定を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第32項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、.。</p> <p>4 措置法第37条の14第33項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、.。</p>
<p>(継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等)</p> <p>37の14-22、継続適用期間（同条第29項に規定する出国（37の14-23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第31項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号ロ(1)、.、第16項又は第27項第1号に規定する上場株式等を、.。</p> <p>(注)、第4号ロ又は第6号ロ(2)若しくはハ(2)に掲げる上場株式等は、.。</p>	<p>(継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等)</p> <p>37の14-22、継続適用期間（同条第23項に規定する出国（37の14-23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第25項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号イ、.、第16項又は第23項第1号に規定する上場株式等を、.。</p> <p>(注)、第4号ロ又は第6号ロ若しくは三に掲げる上場株式等は、.。</p>
<p>(継続適用届出書の提出をすることができない者)</p> <p>37の14-23 措置法第37条の14第29項第1号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出（次項において「継続適用届出書の提出」という。）をすることができない所得税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者とは、.。</p>	<p>(継続適用届出書の提出をすることができない者)</p> <p>37の14-23 措置法第37条の14第23項第1号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出（次項において「継続適用届出書の提出」という。）をすることができない所得税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者とは、.。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(継続適用届出書提出者が非課税口座廃止届出書の提出をした場合)</p> <p>37の14-24、継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の措置法第37条の14第22項に規定する提出をしている場合は、同条第33項第3号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14の2-2。</p> <p>④ 未成年者口座を開設している居住者等(以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。)が基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき措置法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。)が生じたことにより、.。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>(継続適用届出書提出者が非課税口座廃止届出書の提出をした場合)</p> <p>37の14-24、継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の措置法第37条の14第16項に規定する提出をしている場合は、同条第27項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14の2-2。</p> <p>④ 未成年者口座を開設している居住者等(以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。)がその年の3月31日において18歳である年(以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。)の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき措置法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。)が生じたことにより、.。</p> <p><u>(居住の用に供している家屋)</u></p> <p>37の14の2-7 措置法令第25条の13の8第8項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、未成年者口座開設者が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋をいうのであるが、未成年者口座開設者が修学、療養その他のやむを得ない事情により生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その親族が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋であつて、当該やむを得ない事情が解消した後は未成年者口座開設者がその親族と共にその家屋に居住することとなるものであったと認められるときは、その家屋は「居住の用に供している家屋」に該当するものとする。</p> <p><u>(医療費の範囲等)</u></p> <p>37の14の2-8 措置法令第25条の13の8第8項第2号に規定する医療費は、所得税法第73条第1項に規定する医療費であることから、その金額の判定に当たっては、所基通</p>

改正後	改正前
<p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法第37条の14第29項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、……………。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>73-2から73-9までの取扱いを準用することに留意する。</p> <p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法第37条の14第23項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、……………。</p> <p><u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果)</u></p> <p>37の14の2-16 措置法第37条の14の2第10項の規定を適用する場合には、同条第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないことに留意する。</p> <p>(1) <u>所得税法第2条第1項第30号イ(2)に規定する「合計所得金額」</u></p> <p>(2) <u>所得税法令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u></p> <p>(3) <u>所得税法第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u></p> <p>(4) <u>所得税法第121条第1項第1号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」</u></p> <p>(5) <u>所得税法第121条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」</u></p> <p><u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額を申告した場合の効果)</u></p> <p>37の14の2-17 措置法第37条の14の2第6項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできない</p>

改正後	改正前
<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2-18 ……、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第25項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第26項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……、<u>37の14-13、37の14-14の3、37の14-14の4、37の14-14の10から37の14-15まで及び37の14-17の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過取扱い…改正通達の適用時期)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の14-1、37の14-3、37の14-5の2、37の14-6、37の14-7、37の14-10、37の14-11、37の14-14から37の14-17まで、37の14-19、37の14-21から37の14-24まで、37の14の2-2、37の14の2-10、37の14の2-18及び37の14の2-22の取扱いは、令和9年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>なお、37の14の2-7、37の14の2-8、37の14の2-16及び37の14の2-17を削除する改正についても同日から適用する。</u></p>	<p><u>ことに留意する。</u></p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2-18 ……、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第25項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第21項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……、37の14-13、37の14-15及び37の14-17の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>